

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

貝塚市長

市町村名 (市町村コード)	貝塚市 (272086)
地域名 (地域内農業集落)	三ツ松 ( 三ツ松 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月10日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載して

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート結果について</li> </ul> <p>果樹の生産が盛んで、次いで水稲、畑作を行っている地域である。                  18%の農業者が80歳以上の高齢者である。                  現状耕作していない農地が11%、保全管理のみが10%、10年後「売却したい・委託したい・貸し出したい」農地が12%となり、農地の保全・管理が課題となる。                  担い手の確保・育成が課題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地、農道について</li> </ul> <p>平地部分の農地は管理しやすいが、平地部分以外はいびつで狭い農地が多く農道も狭いため、農地だけでなく農道の管理も必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水利関係について</li> </ul> <p>「近木川」と「永寿池」からの豊富な水による農業を営む地域である。                  台風の直前などは山手側の池の水を抜く影響で一時的に水の利用ができなくなる場合がある。                  「永寿池」周辺では過去に地崩れがあったなど災害に対する不安もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他について</li> </ul> <p>近年は「ジャンボタニシ」などの外来生物や鳥獣被害の課題も増えてきている。</p>
---

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域作物について</li> </ul> <p>豊富な水を利用し、特産である「紅ずいき」と「きくな」、また近年は「水なす」も多く栽培されている。                  「紅ずいき」はPRや販路確保が難しいことなどもあり、栽培する農業者も減少傾向である一方、「水なす」は規模拡大が予想される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培、承継等について</li> </ul> <p>特産である「きくな」と「紅ずいき」については継承して栽培し、そのPRや販路拡大も含めて研究していく必要がある。                  軽くて儲かる新規作物の導入に関係機関と協力し進めたいとの声もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他課題について</li> </ul> <p>農業振興地域に指定されているが、現在に至るまで農業振興施策や整備が行われていない。                  みどり公社による農地中間管理事業の利用を促進し、他市町村の農地中間管理機構関連農地整備事業による圃場整備の実例などを参考に、いびつで狭い農地や農道が多い地区の圃場整備を検討していく。</p>
---

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地については農業用の利用が行われるものとする。
---------------------------

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
-------------------

世代により集積・集約の方針が異なるが、みどり公社による農地中間管理機構を介した形であれば、他地域の者でも受け入れる。ただ、農地の面積・形状などから、企業の参入は難しい。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理業務の活用を促進し、農地中間管理機構関連農地整備事業による圃場整備について検討する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業による圃場整備について検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規就農者の確保・サポートも重要であるが、現在営農中の者が離農せずに済むようなサポート体制や制度を整えることを重要と考える。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

営農継続しやすくなるようなサポート体制や作業委託サービスがあれば活用していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】